

福島県弁護士会・憲法問題連続市民講座 第1回

「平和安全法制」と日本国憲法

いま、集団的自衛権の行使や明文改憲の動きなど、憲法の基本的な理念を変えようという動きが進められつつあります。憲法は、国のありかたの基本や国民一人一人の人権にかかわる最も重要な法です。福島県弁護士会では、こうした動きについて市民の皆さまと一緒に学び、考えていくため、会員弁護士を講師として、憲法問題連続市民講座を開催します。第1回は、現在国会で審議されている「平和安全法制」の問題点について、憲法との関わりで考えていきます。

◎ 日 時 2015（平成27）年8月8日（土）

午後1時30分～3時30分

◎ 場 所 福島県弁護士会館（福島市山下町4-24）

公共交通機関をご利用の上ご来館下さい。

福島交通市内循環バス

1コース・2コース「桜の聖母短期大学」下車徒歩 約1分

◎ 参加費 無料

◎ 内 容 「平和安全法制」と日本国憲法

講師 弁護士渡邊純（福島県弁護士会郡山支部）

◎ 主 催 福島県弁護士会

（お問い合わせ：TEL 024-534-2334）

（第2回以降のご案内）

第2回 10月17日（土）

第3回 11月7日（土）

第4回 12月5日（土）

※ いずれも午後1時30分～3時30分、福島県弁護士会館にて
テーマ、講師については別途お知らせします。

※ 8月及び9月には、安保法制に関する市民集会を企画中です。